

くするばかりでなく、社会の進展と国民の将来に重大な悪影響をおよぼすことを確認した。よって本会議は、政府が直ちにこの法案を撤回することをつよく要望する。

8-13

大学問題について（声明）

昭和44年10月24日

第55回総会

国会において大学運営臨時措置法が強行採決され、政府は大学改革の検討を急いでいるが、大学の改革はあくまで全国の大学および科学者の自主性を基礎としてなされるべきものであり、すでに進行しつつある諸大学の独自な自主改革を妨げることのないように強く要望する。

一方、暴力による大学破壊はいまなおやまず、最近では、研究・教育の破壊にとどまらず、多くの死亡者を出すほどの傷害事件をひきおこし、さらに少なからぬ自殺者を出すという深刻な事態に立ち至った。だがこのような大学紛争の解決は、大学の根本的改革なしには不可能であって、しかも大学改革は、わが国の学術研究と教育を左右する重要問題である。したがって全国の大学および科学者が、大学改革にあたっても、本会議が本年7月臨時総会において提唱した大学問題解決の三原則（自主・民主・連繋交流）を貫かれることを期待するとともに、本会議もそのために必要な努力を惜しまぬことを重ねて表明する。

なお、本会議大学問題特別委員会は近く大学問題について「中間報告第2次草案」を発表する。草案について各方面から積極的な批判や意見が寄せられることを切望してやまない。

8-14

総学庶第1629号 昭和44年11月1日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術會議會長 江上不二夫

（写送付先：科学技術庁長官、文部、農林および
厚生各大臣）

屋久島の自然保護について（勧告）

標記のことについて、本会議第55回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

屋久島は、その位置、地勢、気象上きわめて特異な存在であり、それに伴って屋久杉群落をはじめ、固有の豊富な種を含む動植物が生育し、島全体が特殊な生態系を構成しており、学術上きわめて貴重な宝庫である。これらに関して、日本の学界のみならず、世界の学界からも、屋久島全島を一つの生態系として保存することが強く要望されている。

よって、ここに政府が屋久島の自然保護のため、一日も早く適切な措置をとるよう強く要望する。
説明

近年、産業の開発、観光事業の普及に伴って、日本の国土が急速に荒廃しつつあることは、世人

のよく知るところである。自然は元来国民の宝であって、産業の開発に当っても、常にこの立場に立って、利害得失を考えなければならない。観光事業による自然破壊のごときは、その破壊によつて、観光の価値自体を傷つける自殺的行為である。ここに勧告しようとする屋久島のごときは、学問的価値がきわめて高く、世界的にその保全が望まれており、一度これが破壊された際には、もはや永久に再生することはできない。したがつて当面の経済的利益にとらわれることなくその保全が考えなれなければならない。

屋久島は日本本土の最南端に近い亜熱帯地区に存在するが、その地勢が特異な円錐形であるために、海岸部から中心高山部に上るにしたがつて、気候的に亜熱帯、暖帯、温帯、亜寒帯と連続的に変化し、極めて豊富な動植物相の変化が見られ、その特異性は他に比を見ない。島の中央八重岳山群中には、九州本島を含めて最高峰の宮浦岳があるが、この山岳群地帯では、雨量は年間10,000mmに達する。このような特異な地形、気象が、特殊の生態系を作り、屋久杉のような特殊の杉を育てて来たのである。近時、屋久杉の保存がやかましくなったが、このような特異な杉が残っていること自体がこの島の自然の特異性を示すもので屋久杉は孤立して存在するものではない。その他、海岸から近い地帯の亜熱帯性シタ類、蘚苔類、中高度の暖帶性、温帯性広葉樹林、或はサルシカ等の動物相、特有の鳥類群、さらに昆虫群等世界的な生態学的資料の宝庫といわれている。

このような貴重な同島の自然が、むしろ国の政策の一環として開発が急がれそのため破壊が進歩していると思われる所以、ここに改めてその保全について、一日も早く政府が適切な措置をとられるよう勧告するものである。

8-15

総学庶第1630号 昭和44年11月1日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 江上不二夫

写送付先：総理府総務長官、科学技術庁長官

(外務大臣、国連事務総長)

化学・生物兵器の禁止について（勧告）

標記のことについて、本会議第55回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

去る7月2日、国連のウ・タント事務総長は、各国政府に対し、化学・生物兵器の生産、貯蔵、使用を中止することに同意するよう要請した。戦場において毒ガス等の使用を禁止することについては、古く1899年のハーグ宣言、1907年のハーグ規則があり、さらに1925年のジュネーブ議定書においては化学・生物兵器の使用禁止が規定されている。1966年暮、アメリカのベトナムにおける除草剤その他の使用と関連して、国連総会において「世界のすべての国が、ジュネーブ議定書を守るように」との呼びかけが圧倒的多数の支持によって採択されたが、さらに昨年12月、国連総会は、最近とみに発達した化学・生物兵器が実際に使用される可能性を憂慮し、世界の専門家に調査、検討を求め、その結果に基づき、ウ・タント事務総長の要請が行なわれたのである。しかるに日本政府は今なおジュネーブ議定書を批准していない。日本学術会議は既にたびたび核兵